

森の京都伝統食・行事食の歳時記（仮称）
印刷データ等制作業務に係る提案書の募集について
（募集要項）

令和元年 7 月 11 日
（一社）森の京都地域振興社

森の京都エリア（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）に伝わる「伝統食や行事食（その地域を代表する食、スイーツを含む。以下「伝統食等」という。）」及びそれらに関する地域の文化を紹介する印刷データ等（業務仕様書に記載の動画含む。）の制作業務をより効果的に実施するため、企画力、実施能力等に最も優れた委託事業者を選定する提案書（プロポーザル）を募集しますので、参加希望者は以下の事項に従い応募してください。

記

1 目的

- (1) 本事業を通じて、森の京都エリアの伝統食等及びそれらに関する地域の文化をwebで効果的に紹介、多くの方々に伝統食等を通じ当地の良さを理解頂き、当地を訪れて頂くことで、交流人口の拡大を一層進めることを目的とし作成するもの。
- (2) 内容の紹介に当たっては、写真、イラスト、動画により、森の京都をわかりやすく魅力的に伝えるものとする。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 森の京都伝統食・行事食の歳時記（仮称）印刷データ等制作業務 |
| (2) 業務の内容 | 別添「業務仕様書」のとおり |
| (3) 委託業務期間 | 契約日から令和2年3月19日まで |
| (4) 委託予定上限額 | 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 応募資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 複数の法人等によるグループで提案する場合は、グループの構成員となる全ての法人等が(1)～(7)の要件を満たすこと。なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできない。

4 参加手続

(1) 提案作成に関する質疑

企画提案作成等に関する質疑は、次のとおり受け付ける。

ア 質問期限 令和元年7月18日(木)午後5時まで(必着)

イ 質問方法 電子メールにて提出すること。

電子メール: kikakubu@morinokyoto.jp

ウ 回答日時 質問日の2営業日後中

エ 質問様式 任意(件名は「森の京都伝統食・行事食の歳時記(仮称)印刷データ等制作業務に関する質問」とし、質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記し、質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること)

オ 回答方法 質問に対する回答は、森の京都ホームページに掲載し、個別には回答しない

(2) 企画提案書等の提出

ア 参加表明書(様式1)及び企業等概要書(様式2)を添付のうえ、次の(ア)～(カ)を正本1部・副本5部提出すること。

(ア) 企画提案書(判型はA4横に限る。)

業務仕様書を踏まえ提案すること。10頁以内で作成すること。

a 提案概要 コンセプト等、3案程度の構成案、提案の狙いがわかるもの

b 実施計画 事業スケジュール、事業実施人員体制など、事業全体の完了までの進め方がわかるもの

c 事業実績 類似業務の事業概要がわかるもの

(イ) 価格提案書(積算根拠が明確になるよう具体的に記述すること)

(ウ) 京都府税の滞納がないことの証明

(エ) 消費税及び地方消費税の納税証明

※(ウ)及び(エ)については、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

(オ) 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

a 法人登記簿謄本(1部) ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

b 法人定款 ※会社案内等あれば添付

(カ) 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

a 団体の規約

b 役員一覧

イ 提出先

一般社団法人森の京都地域振興社

〒621-0804 京都府亀岡市追分町谷筋25-30

電話:(0771)22-9800 電子メール:kikakubu@morinokyoto.jp

※提出時は企画提案書等の受付のみの対応となるため、郵送もしくは社への持参のいずれでも構わない。

ウ 提出期限 令和元年7月26日(金)午後5時(必着)

エ 提出された企画提案書等の取扱い

- (ア) 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (イ) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (ウ) 提出された応募書類は返却しない。
- (エ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (オ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (カ) 企画提案書作成及び提出に係る費用は提案者が負担する。

オ 失格事項

- (ア) 提出期限を過ぎた場合
- (イ) 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (エ) 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- (オ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (カ) 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

カ その他

- (ア) 提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- (イ) 企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (ウ) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

5 選定方法等

(1) 評価方法

プレゼンテーションは実施せず企画提案書（動画は類似のサンプルを提示）、価格提案書について、別紙「評価基準」に基づいて、外部有識者の意見を聴取した上で評価する。必要に応じ提出物の内容について問い合わせる場合がある。なお、全ての提案を評価した結果、何れも選定しない場合がある。

(2) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、（1）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、評価基準の総合点が60%未満の場合は候補者として選定しない。

(3) 選定結果の通知

候補者選定後、すべての提出者に対し選定結果（選定又は非選定）を通知する。

(4) 選定結果の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ア 提案者が「3応募資格」に示した応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- イ 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

6 契約手続

(1) 契約

「5選定方法等」により選定された者を、事業の委託契約候補者とする。

(2) 契約条件等

契約条件については、委託契約候補者と当社との間で委託内容、経費等の提案内容を確認する場を設け、実施内容について精査・調整したうえで、最終的な契約内容及び金額を確定するものとする（提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない）。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 募集開始 | 令和元年7月11日（木） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和元年7月18日（木）午後5時 |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和元年7月26日（金）午後5時 |
| (4) 選定 | 令和元年7月下旬 |
| (5) 結果通知 | 令和元年8月上旬まで（予定） |
| (6) 履行期限（業務完了報告書の提出） | 令和2年3月19日（木） |

8 その他

- (1) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 企画提案書を提出した後、当該提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当社から指示があった場合を除く。
- (3) 企画提案書を提出した後、当社が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (5) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者が入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、当社の指示に従うこと。
- (6) 受託業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報の取り扱いについて厳守すること。
- (7) 予め当社と調整したスケジュールで行うこと。
- (8) 提案者は本企画提案公募に関するすべての書類、またその内容について、当社の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (9) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、予め当社の承認を受けた場合はこの限りではない。